

令和2年4月6日

保護者の皆様

厚木市教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症対策としての市立小・中学校における対応の変更について

本日、本年度当初の学校における教育活動の予定について連絡いたしましたが、その後の首都圏を中心とした感染拡大状況が急速に変化し、緊急事態宣言が発令されうる状況となりましたので、今後の対応について次のとおり変更いたします。

- 1 4月7日(火)から4月17日(金)まで市立全小・中学校を臨時休業とします。**
  - ・学校再開は4月20日(月)の予定ですが、状況により延長される場合もあります。
  - ・休業期間中の学習教材につきましては、1・4・6年は本日児童に配付いたしました。2・3・5年につきましては、本日教職員が各ご家庭にポストインしていますので、ご確認ください。
- 2 臨時休業期間の学習や自宅等での待機が困難なお子様の対応について**
  - ・1～3年及び特別支援学級の児童にお知らせいたしました「自学自習室」は、4月7日(火)から開始します。
  - ・期間中の児童クラブは、当初の予定時間で開所します。
  - ・校庭と学校図書館の開放は当面の期間行いません。
- 3 ご自宅での感染症対策について**
  - ・手洗い・うがいの徹底と、朝・夕の検温(毎日の健康観察表への記録)をお願いします。
  - ・不要不急、人の集まる場所等への外出は避け、基本的に自宅で過ごすようにしてください。
  - ・児童・生徒が感染した場合や濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校へご連絡ください。発熱や咳などの症状が出ていない場合も同様です。

なお、今後の状況の変化により、対応を変更する場合があります。その場合には、学校ホームページ及び緊急連絡メールにてお知らせしますので、ご承知おきください。

担当	教育委員会の対応全般に関すること	教育総務課	225-2600
	体調、保健面での心配に関すること	学務課	225-2651
	学習や学校での指導等に関すること	教育指導課	225-2660
	給食に関すること	学校給食課	225-2668